

「警報発令時」及び「地震情報発令時」等の登下校について

暴風警報などの気象に関わる警報等が発表された場合の対応について、岐阜市教育委員会の災害時における防災体制に基づき、次のように対応します。

	警報（いかなる警報も）の発表状況	対 応
登 校	1 警報（いかなる警報も）が発表されている場合	自宅待機（登校しない） ※特別警報発表時には、状況により避難所へ避難
	2 警報が解除された場合	通常通り登校
	(1) 始業1時間前（7時15分）までに解除された場合	解除後、1時間を経てから授業開始
	(2) 7時15分から正午までに解除された場合	休業
前	(3) 正午を過ぎてから解除された場合	休業
	<p>※午前中の土曜授業については、8時15分に警報が発令されている場合は、休業とする。</p> <p>※警報が発令されていない場合でも安全確保の観点から、重大な危険が校区に予見される場合は、自宅待機や休業の措置をとる場合がある。（その場合は、緊急連絡メールでお知らせします。）</p> <p>※上記の2(1)(2)の場合でも、道路、橋の損壊などで危険な場合、自宅の被害が著しい場合には、登校しなくてよい。</p> <p>※警報が解除された場合でも、安全に十分配慮して登校する。</p> <p>※警報の発表や解除については、テレビ・インターネット等で確認する。</p>	
登 校	1 強風注意報・暴風警報が発表された場合	<p>(1) 強風注意報発表時の気象状況や道路、交通の状況等を判断して、安全に帰宅させることが認められる場合は、授業を中止し、速やかに下校させる。</p> <p>(2) 遠距離通学者の場合は、安全を考慮して早めに帰宅させる。帰宅が困難な場合は、校内の安全な場所で待機し、適切な措置をとる。</p> <p>(3) 暴風警報発表時の気象状況や道路、交通の状況等を判断して、校内の安全な場所で待機し、適切な措置をとる。</p>
	2 警報（大雨・洪水・大雪）・記録的短時間大雨情報が発表された場合	<p>警報や記録的短時間大雨情報が発表された場合、学校待機とする。ただし、発表時の気象状況や道路、交通の状況等を判断して生徒を安全に帰宅させることができると認められる場合は、授業を中止して速やかに下校させる。</p>
後	<p>※学校待機や授業を中止して帰宅させる場合は、緊急連絡メールでお知らせします。</p> <p>※台風接近のような緊急時は、メール配信だけでなく、必要によっては保護者に直接、連絡することもあります。確実に連絡するために、場合によっては勤務先に連絡させていただく場合もあります。</p>	

緊急時の対応の場合、保護者との連絡が必要になります。確実に連絡が届くように、「緊急連絡メール」への加入をお願いします。加入されない場合は、連絡手段を確認してください。

東海地震に関する情報発表された場合

		《地震警戒体制》 注意情報発表時	《地震非常体制》 警戒宣言発令時	地震発生時（発生後）
休業日		保護者の管理のもと行動する。		
授 業 日	登 校 前	学校から連絡があるまで自宅で待機する。		保護者の管理のもと、安全な場所へ避難する。
	登 校 中	原則として帰宅するが、学校近くまで来ている場合は、学校へ避難する。	自宅または学校の近い場所へ避難する。	安全な場所（公園・子ども 110 番の家等）に一時避難する。 自宅または学校の近い場所へ避難する。
	在 校 中	保護者と連絡をとり、下校する。	保護者の迎えで下校する。	職員の指示のもと、安全な場所へ避難する。 保護者の迎えで下校する。保護者と連絡が取れない場合は、学校待機とする。
	下 校 時	そのまま帰宅する。	自宅または学校の近い場所へ避難する。	安全な場所（公園・子ども 110 番の家等）に一時避難する。 自宅または学校の近い場所に避難する。